

京都府

京都府における性暴力被害者支援体制

平成27年度

京都府家庭支援課

■ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター
(京都SARA)の運営委託・運営業務管理

- 委託内容
- ・京都SARAの運営
 - ・支援員への助言、指導
 - ・同行支援及び証拠保管のサポート
 - ・府へ相談状況の報告
 - ・支援員の勤務日程調整、勤務状況管理
 - ・協力病院の勤務状況把握 等

■ 支援員養成講座委託

■ 支援員のステップアップ講座委託

■ 支援員の登録

★ 連携会議の開催

■ 公費負担事業(カウンセリング費)の実施

■ 公費負担事業(産婦人科等医療費)の実施

■ 広報啓発の実施

■ 市町村職員研修

京都SARA (運営受託:ウイメンズカウンセリング京都)

★ 相談支援対応

— 京都SARA相談等対応 —

- ・電話相談
- ・来所相談
- ・同行支援
- ・証拠保管

★ 支援員養成講座実施

■ 支援員のステップアップ講座

■ 性暴力被害者へのカウンセリング

京都府医師会

京都産婦人科医会

京都弁護士会

京都府臨床心理士会

京都犯罪被害者支援センター

京都府警

児童相談所

婦人相談所

市町村

・京都SARAを核とした被害者への支援

・連携会議への参画

・支援員養成講座への出講

・情報共有

・広報啓発

京都府：関係機関による連携・検証会議（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

（1）モデル事業実施前の状況

京都府では、行政・民間を含め性暴力被害者に関わる機関（警察、産婦人科医会、弁護士会、犯罪被害者支援センター、民間支援団体等）が、それぞれの特徴を活かした活動を行っていた。

【京都府警察本部と産婦人科医会とのネットワーク】

- 平成 11 年より府内 25 警察署と医療機関（現在 62 医療機関）とが連携し、強姦・強制わいせつの被害届があれば警察から女性警察官が同行し、産婦人科において医療的処置と証拠採取を行う等の対応

【京都府警察本部】

- 警察における性犯罪の相談窓口（レディース 110 番）の設置
- 警察における緊急避妊等の経費を公費で負担
- 女性警察官を犯罪指定捜査員に指定

【京都弁護士会】

- 事件の発生から刑事裁判、判決に至るまで一連の法的支援
- 犯罪被害に遭われた方のために初回無料の犯罪被害者支援相談を実施

【京都犯罪被害者支援センター】

- 電話相談、面接相談その他の活動を通じて、被害者やその家族及び遺族の心のケア等の支援

【民間支援団体（(株)ウィメンズカウンセリング京都）】

- 個人カウンセリングやグループトレーニングを通して、「女性に対する暴力や差別」という視点で心理的なケアや心理教育を実施

（2）モデル事業実施前の課題

各機関がそれぞれのスキルを活かした性暴力被害者への支援を行うことで、一定の効果はあげているものの、相互の連携は少なく、被害直後から心身の回復までを切れ目なく一体的に支援を行うことの体制づくりが必要であった。

2. モデル事業の内容

（1）連携会議趣旨

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（以下、「センター」という。）における相談支援状況等を共有し、連携状況の検証を通じて被害者に寄り添う支援体制の構築に向け、京都性暴力被害

者ワンストップ相談支援センター連携会議を設置。

(2) 連携会議協議事項

- ① 相談実績を踏まえたより良い支援を行うための検討
- ② 関係機関相互の連携体制の充実・強化
- ③ 相談・対応を反映した連携マニュアル、支援員マニュアルの改訂
- ④ 広報啓発に関すること
- ⑤ その他、性暴力被害者支援のために必要と認められること

(3) 構成団体

一般社団法人京都府医師会 京都産婦人科医会 京都弁護士会 京都府臨床心理士会 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 株式会社ウィメンズカウンセリング京都	
京都府府民生活部	安心・安全まちづくり推進課 男女共同参画課
京都府健康福祉部	家庭支援課 家庭支援総合センター 宇治児童相談所 福知山児童相談所
京都府警察本部	刑事部捜査第一課 警務部警務課犯罪被害者支援室
京都市文化市民局	暮らし安全推進部暮らし安全推進課 共同参画社会推進部男女共同参画推進課

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

- ◆ 関係機関の連携・情報共有体制の構築
 （年間3回～4回の連携会議の開催）

4. 実施結果及び成果

- ◆ 連携会議 3回開催（H27. 9～H28. 1）※3月にも実施予定

(1) 連携会議開催状況

- ① 平成27年度第1回連携会議（H27. 9. 29 開催）

<報告事項>

- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター開設後の活動状況
- 産婦人科診察時における京都 SARA からのお願い
- 支援員養成講座について
- 広報啓発について

<協議事項>

- 関係機関との連携における課題について
 - ・ 京都 SARA から警察につないだ場合のフィードバックについて
 - ・ 協力医療機関への対応等の周知方法について
 - ・ 医療機関から京都 SARA への証拠搬入について
 - ・ 京都 SARA から医療機関へつなぐ際の必要な情報について
 - ・ 京都 SARA から法律相談へのつなげ方について
 - ・ DV 事案における家庭支援総合センターとの連携について
- 事例報告

【委員・関係機関からの意見等】

- 証拠採取等産婦人科での対応についての周知は府内全産婦人科施設へ周知が必要なため、産婦人科医会報へ掲載すべきである。
- マンガによる広報啓発は、その表現や描写において、様々な分野との衝突が予想されるので、留意されたい。
- 看護職者が全ての養成講座を受講するのはハードルが高いため、医療機関内での対応に限定し、準支援員のような形で養成してほしい。
- 京都 SARA から弁護士会へ連絡があれば、会内で名簿から担当弁護士を選定し、担当弁護士から京都 SARA へ連絡をするという流れであり、終了すれば担当弁護士から会へ報告書を提出してもらっている。ただ、担当弁護士も守秘義務がかかるので、京都 SARA へフィードバックをすることは難しい。
- DV 事案の場合、家庭支援総合センターへ連絡・相談を行い、必要な事案についてつなげていくといった対応が必要である。
- 事例報告にあった事案について、被害場所近辺の防犯対策を強化したい。

② 平成 27 年度第 2 回連携会議（H27. 11. 27 開催）

<報告事項>

- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター開設後の活動状況
- 「産婦人科診察時（証拠採取）における京都 SARA からのお願い
- 広報啓発について

<協議事項>

- 関係機関との連携における課題について
- 他府県域を跨ぐ事案について
- 警察への通報と平行している案件における京都 SARA の関わり
- 医療機関における証拠物の保管について
- 精神科、心療内科との協力関係について

- ネットを介した被害における対応
- 協力医療機関外の医療機関との連携
- 医療機関向け研修について
- 連携マニュアル改訂の方向性について

【委員・関係機関からの意見等】

- 単回の相談ではなく、継続的に面接等の具体的な支援につながっていくものが全体のどれくらいあって、その支援についてどのような効果が出ているのかを分析していく必要があるだろう。
- 他府県域を跨ぐ事案における支援の範囲等について整理し示してほしい。
- 医療機関向け研修の内容について、今年度実施の支援員養成講座における内容はどれも必要だとは思いますが、産婦人科に特化して必要な内容を精査の上、DVD 作成し医療機関へ送付し、確認テスト等を徴する形で実施できればよい。
- マニュアルについては、次回の連携会議にて修正案を取りまとめたい。

③ 平成 27 年度第 3 回連携会議（H28. 1. 26 開催）

<報告事項>

- 京都 SARA 開設後の活動状況
- 京都 SARA における同行支援等の範囲について
- 広報啓発について

<協議事項>

- 旅行先での被害における府内関係機関との連携について
- 避妊に応じない事案への公費負担について
- 加害者が不起訴処分で釈放された場合の被害者の安全上配慮する点について
- 登録医療機関以外の医療機関との連携等について
- 連携マニュアルの改訂について（案）

【委員・関係機関からの意見等】

- 性暴力被害の未然防止のためにも、性教育は重要なテーマであり、教育分野において、養護教員を対象とした広報啓発を実施するべきである。また、京都は大学も多いため、大学への広報啓発として、新入生のオリエンテーション等を活用し、京都 SARA や性教育を含めた内容を周知していく必要があるのではないか。
- 被害者が援助交際に関わっていたり、未成年者がアルコールを摂取していたことから警察への届出を躊躇される要因になっている事案もある。そうしたことと被害を受けたことは別であることも合わせて周知していく必要がある。
- 精華大学との協働によるマンガについては、大学以外を対象として活用しても良いのではないかな。

- 産婦人科医会や警察においても、機会がある毎に京都 SARA の話をしている。今後も継続して周知していきたい。



(2) 成果

① 関係機関の連携強化

連携会議を軸に、顔の見える関係が構築されたことで、対応に苦慮する場面や、緊急に対応が必要な場合、警察や法律、医療面からの助言を迅速に電話等で確認し、相談者に伝えることで支援体制の強化が図れた。

② 医療機関への周知

登録のあった 46 の医療機関に対してマニュアルの内容を周知することは困難であるが、連携会議の中で、登録医療機関向けに分かりやすい資料を新たに作成し、産婦人科医会報と合わせて医療機関へ送付することで、周知を図るとともに登録医療機関の拡大につなげた（H28. 1.26 現在 60 医療機関）。

③ 性暴力被害の未然・再発防止

連携会議において、被害状況（場所）を警察へ伝えたことで、パトロールの強化が図られたことにより、犯罪の未然防止、犯人の検挙にもつながる可能性がある。

④ 広報・啓発

連携会議の中で広報啓発の手法等を検討することで、具体的な広報手段が発案されるなど、様々な機関・団体がかかわる広報啓発が実施できた。今後は、若者をターゲットにさらに大学生、中高の教育関係者等を対象とした広報啓発に取り組むことが提案されている。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

京都府においては、センター設置に向けたワーキング会議を中心に体制整備を行ってきたが、このことが被害者の視点に立ち、寄り添った支援につなげるほか、登録医療機関の拡大や地域の安全につなげるなど大きな成果をあげることができた。

今後は、医療機関コメディカルへの研修等を通じて、誰にも相談できない中、医療機関を訪れる被害者に気づき、センターにつなげるなど、表面化しにくい被害者への対応の強化や、精神科や心療内科とのネットワークの構築の必要性、教育や大学生を対象とした広報啓発等の積極的な取組を進めていきたい。

京都府：支援員養成講座の実施（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

モデル事業実施前の状況

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（平成 27 年 8 月 10 日（月）設置）における相談支援を実施。

【相談受付時間】 10 時～20 時（年中無休）

【運営体制】

- ・ センター長：京都府健康福祉部家庭支援課長
- ・ 運営委託先：株式会社ウィメンズカウンセリング京都
- ・ 参画団体：京都府、京都市、府警本部、京都府医師会、京都産婦人科、医会、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都犯罪被害者支援センター

【登録支援員数】（H28 年 1 月現在）

京都府が平成 26 年度に実施した「支援員養成講座」を修了し、京都性暴力被害者支援員としての登録を行った者（京都性暴力被害者支援員証明書を交付）47 名

（下表中、複数の資格を持つ者については複数の資格・職業へ計上）

看護師	助産師	保健師	臨床心理士	フェミニスト カウンセラー	行政	その他
11	18	2	5	5	3	7

（1）モデル事業実施前の課題

センター開設に向け、当初は 24 時間相談受付を実施する予定としていたが、現在、支援員として登録している 47 名の支援員には、本職があることから、24 時間のシフト体制を埋めることができず、1 日、10 時間の相談受付時間としてスタートした。

センター運営をより円滑に進めるとともに、相談対応時間の延長を図るためには、支援養成講座の実施による登録支援員の増員が不可欠な状況にある。

2. モデル事業の内容

支援員養成講座の実施

性暴力被害者への相談・支援に適切に対応できる支援員を養成するための支援員養成講座を実施。

12 回（平成 27 年 9 月 26 日～平成 28 年 2 月 20 日、各回 3 時間）の内、10 回分（平成 27 年 9 月 26 日～平成 28 年 1 月 23 日の間に開催したもの）をモデル事業として助成を受けるものとする。

* 講座内容、講師等は別添添付のとおり

3. モデル事業実施による成果目標（1 の課題に対応するもの）

支援員養成講座の受講修了者を 30 名程度確保し、同数程度の登録支援員の増員を図る。

4. 実施結果及び成果

① 受講者数 39 名の内、中途辞退者等 5 名

② 成果

養成講座を全て修了したものではないが、30 名程度の支援員の増員を図ることができる見込みである。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

更なる相談対応力の向上を図るとともに、24 時間相談受付を目指していることから、下記項目を課題として来年度取り組むこととしている。

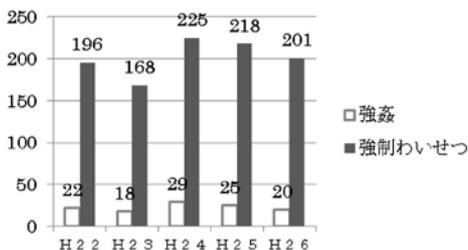
- ① センター運営を更に円滑に進めるとともに、24 時間相談対応を目指した、対応時間の延長を図るために、登録支援員の増員が不可欠であることから、支援員養成講座の継続実施。
- ② 相談対応力の向上を図るため、既に登録し、活動している支援員に対する具体的な相談事案を踏まえた研修の実施。
- ③ 性暴力被害者が被害直後に、受診に駆けつける事が予想される医療機関において、迅速かつ適切に対応するため、必要な研修の実施。

京都府：24 時間の相談・支援対応（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

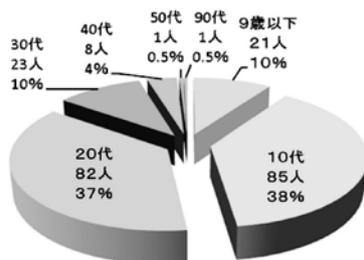
(1) モデル事業実施前の状況

○ 性犯罪の認知件数推移



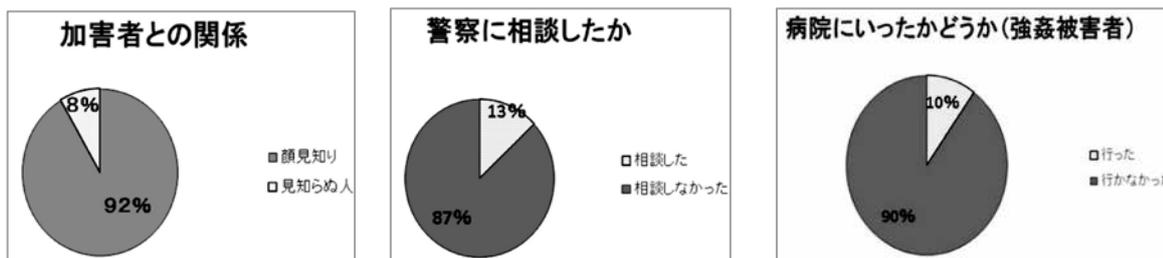
➤ 刑法犯全体が年々減少する中で、性犯罪は他の犯罪に比べ、その減少率は低い。

○ 性犯罪の年代別状況（H26）



- 10代の被害が最も多く、10代、20代で7割以上（約76%）。
- 京都府は人口に占める大学生の割合が高く、大学生が被害に遭うケースが多い。

○ ある民間支援団体における性暴力被害相談事例（H23～H26 上半期）



- 被害者の9割が顔見知りからの被害
- 9割近い被害者は警察には相談せず。
- 強姦被害においてもその9割が医療機関を受診せず。

(2) モデル事業実施前の課題

性犯罪の被害者は10代、20代が7割近くを占めているが、被害者の多くが警察には相談しておらず、医療機関の受診もしていない。

→性暴力被害を受けた際の相談窓口を設置し、専門的に相談支援を行える体制づくりが必要。

2. モデル事業の内容

(1) 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの設置

【開設日】平成27年8月10日（月）

【相談受付時間】10時～20時（年中無休）

【運営体制】

運営主体：京都府

運営委託先：株式会社ウィメンズカウンセリング京都

【特色】

- 相談機関を中心とした連携型での運営

参画団体：京都府、京都市、府警本部、京都府医師会、京都産婦人科医会、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都犯罪被害者支援センター

- 医療、心理等の専門資格を有する者が、専門的研修を修了し被害者を支援

【登録支援員数】（H28.1 現在）

47名（下表中、複数の資格を持つ者については複数の資格・職業へ計上）

看護師	助産師	保健師	臨床心理士	フェミニスト カウンセラー	行政	その他
11	18	2	5	5	3	7

【協力医療機関数】（H28.2.5 現在）

60 医療機関

※当初は開設から 24 時間相談受付を実施する予定にしていたが、支援員による 24 時間体制を構築することが困難であったことから、相談受付時間を 10:00～20:00、365 日年中無休体制でスタートをした。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

- 京都府内にワンストップで相談できる窓口の設置
 - ① 医療機関へのスムーズな受診
 - ② 被害直後から中長期にわたる寄り添い支援
 - ③ 早期からのカウンセリングによる心のケア
 - ④ 24 時間相談体制の構築

4. 実施結果及び成果

(1) 実施結果

H27. 8. 10～H28. 1. 15 の相談件数、対応状況については次のとおり

① 電話相談件数

	強姦	強制わいせつ	性的虐待 (過去の被害含む)	DV	デートDV	セクハラ	ストーカー	ネット被害	その他 性暴力	性暴力被害計	その他	合計
延人数	79	45	11	8	2	6	2	3	7	163	42	205
実人数	29	12	4	6	2	4	2	1	6	66	42	108

② 電話相談対応状況

助言・ 情報提供	関係機関へ連絡・調整					他機関照会 (他府県)	その他	計
	医療機関 (産婦人科)	警察	弁護士会 (弁護士)	婦人 相談所	市町村			
152	2	4	7	2	1	11	26	205

③ 来所相談件数 19 件

主に強姦、強制わいせつ、セクハラ及び過去の性的虐待の案件のうち、カウンセリング又は弁護士相談等へ繋ぐことを目的に実施。

④ 同行支援件数 8 件

⑤ 京都府公費負担制度の活用状況（H27. 8～12 月分）

- 医療費公費負担制度 2 件（2 人）
- カウンセリング費公費負担制度 30 件（6 人）

(2) 成果

① 相談センター連携型での運営を実施

相談センター連携型では、運営が困難と指摘されているが、連携方法の工夫を重ねることで、円滑な運営につなげることができる。

ア 医療機関との連携

京都府警と産婦人科医会の協定を活用し、協力医療機関に京都 SARA への協力を依頼した。全ての協力医療機関にアンケートを送付。曜日、時間帯ごとの対応の可否を確認するとともに女性医師が対応可能な時間帯も合わせて調査し、相談電話を受けた際に、適切に受診につなげ

られるよう工夫した。

イ 被害直後から中長期にわたる寄り添い

H26 に全 16 回 32 講座の支援員養成講座を実施し、専門的スキルを身につけ、京都 SARA での電話相談、同行支援により、被害直後から中長期にわたる寄り添い支援を実施している。

ウ 早期からのカウンセリングによる心のケア

カウンセリングについては、10 回まで全額公的負担制度を実施することにより、早期からの心のケアを進めている。

エ 24 時間相談体制の構築

開設当初からの 24 時間相談体制を目指したが、本職を持つ支援員が多いことから、体制がとれなかった。

また、夜間の同行支援体制も困難なことから、医療機関の負担が大きく、H28 年度において、24 時間相談体制の構築に向けた体制整備を行いたい。

② 相談者からの声

相談者から、謝状及び謝辞をいただいた。

- ・ 性暴力について相談でき、支援を受ける窓口の存在を知り、心強かった。
- ・ 自分で解決するのはつらいが、支援員さんが一緒に考えてくれるので安心できる。
- ・ 電話対応がすばらしく安心して相談できる。
- ・ 被害について自責の念が強く、仕事をやめようと思ったが、相談したことで自分は悪くないということが分かり、仕事に集中できるようになった。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

性暴力被害を受けた際の相談窓口を設置し、専門的に相談支援を行える体制整備が必要であったが、京都府においては、様々な関係機関の協力を得て「相談センターを中心とした連携型」として設置することができた。

相談窓口を設置することで、どこにも相談できなかった被害者へ寄り添い、関係機関と連携した支援を行うことができている。

【今後の課題】

1) 相談件数の伸び悩み

発生直後、隠れた被害者からの相談が少ない。

2) 支援員の対応力強化（24 時間体制への移行）

本職を持つ支援員が多く、勤務時間が短く経験が積み上がるのに時間を要する。

3) 医療機関における対応の強化

医療機関を訪れる潜在被害者を早期に発見し、早期からの対応につなげる。

4) 被害の潜在化防止

隠れた被害者や発生前からのアプローチ